

見積条件に対する補足契約書 – コミット期間ライセンス・プログラムの特別オプション



本「見積条件に対する補足契約書 – コミット期間ライセンス・プログラムの特別オプション」(以下「本補足契約」といいます。)は、_____ (以下「発効日」といいます。)に、_____ (以下「お客様」といいます。)と日本アイ・ビー・エム株式会社(以下「IBM」といいます。)との間で締結するものです。「本補足契約」の条件は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」の条項、または同等のご契約条件(以下、「本契約」といいます。)、および「本補足契約」に付属する「見積書番号」_____ (以下「本見積書」といいます。)の条項に追加されるか、またはそれらを修正するものです。「本補足契約」で定義されていない用語は、「本契約」および関連文書の定義によります。

1. コミット期間ライセンス・プログラム

「コミット期間ライセンス・プログラム」は、定められた「コミット期間」にお客様が「IBM サブスクリプション & サポート」を使用し、受ける権利を有する「IBM プログラム」をいいます。「コミット期間」とは、お客様が IBM に支払いを行うことをコミットした期間であり、お客様の注文が IBM に受諾される日から開始します。お客様は、「コミット期間」中に「コミット期間ライセンス・プログラム」を終了することはできません。

2. コミット期間ライセンス・プログラムの更新

「コミット期間ライセンス・プログラム」において、お客様は、注文時に「取引文書」に定められているとおりの更新オプションを選択するものとします。お客様が「コミット期間ライセンス・プログラム」の更新オプションの「自動」を選択した場合、IBM は期間満了となる「コミット期間ライセンス・プログラム」を、その時点の最新の料金で、または適用される「取引文書」で定められているとおりに、次の「コミット期間」を対象として更新します。お客様が「コミット期間ライセンス・プログラム」の更新オプションの「終了」を選択した場合、IBM は、「コミット期間」の満了時に「コミット期間ライセンス・プログラム」を更新せず、これを終了します。

お客様は、「コミット期間」満了日の少なくとも 30 日前までに書面で IBM に通知することにより、「コミット期間ライセンス・プログラム」に対して選択済みの「更新オプション」を変更することができます。

3. コミット期間ライセンス・プログラムの終了

IBM は、その時点におけるすべてのお客様に対して、発表レター、書面、もしくは電子メールで 12 カ月前までに通知することにより、「コミット期間ライセンス・プログラム」を終了することができます。お客様は、かかる終了の発効日以降、IBM の書面による同意なしに、すでに取得している使用許諾範囲を超えて使用レベルを増加することができないことを了承するものとします。

4. コミット期間ライセンスのアップグレード

「取引文書」に詳細が記載されているように、お客様は、有効な「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」を、適格な「IBM プログラム」のライセンス資格(以下「適格なプログラムの使用許諾」といいます。)から、「コミット期間ライセンス・プログラム」へのアップグレード(以下「コミット期間ライセンスのアップグレード」といいます。)を取得することができます。「コミット期間ライセンスのアップグレード」を取得する場合、お客様は、「コミット期間ライセンスのアップグレード」用に購入した使用許諾の合計数を上限とするデプロイメントの組み合わせにおいて、「適格なプログラムの使用許諾」および「コミット期間ライセンスのアップグレード・プログラム」を使用することができます。

お客様が「コミット期間」を更新しないことを選択した場合、お客様は「コミット期間」の終了まで「プログラム」バージョン・レベルで「適格なプログラムの使用許諾」を引き続き利用できます。お客様が「適格なプログラムの使用許諾」の「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」を再開することを選択する場合、お客様はその時点で最新の価格でそれを取得しなければなりません。

「本補足契約」、「本契約」、「本見積書」、および適用されるそのすべての「取引文書」は、お客様が「本見積書」に明記された「コミット期間ライセンス・プログラム」および「コミット期間ライセンスのアップグレード」を取得する対象の取引に関する両当事者間の完全な合意であり、「コミット期間ライセンス・プログラム」および「コミット期間ライセンスのアップグレード」に関するお客様と IBM との事前の口頭または書面による意思表示、表明、約束、保証、誓約、約定、およびコミットメントに取って代わります。「本補足契約」、「本契約」、「本見積書」および適用されるすべての「取引文書」の条件間で矛盾が生じた場合、両当事者間で別段の合意がない限り、「取引文書」の条件が優先されます。

各当事者は、記名・押印により、または法律で認められている場合は電子的に署名することにより、「本補足契約」（または参照により「本補足契約」を組み込むその他の文書）の条件に同意します。記名・押印後には、i) 信頼できる手段（例えば、電子画像、 photocopy または facsimile）により作成された「本補足契約」の複製は、原本とみなされ、また ii) 「本補足契約」に基づき取得したすべての「コミット期間ライセンス・プログラム」および「コミット期間ライセンスのアップグレード」には「本補足契約」が適用されます。

同意します。

同意します。

お客様法人名

IBM 法人名

お客様の記名・押印

記名・押印

氏名 (活字体)

氏名 (活字体)

役職 (活字体)

役職 (活字体)

日付

日付

契約番号/サイト番号

IBM お客様番号

住所: